

会 議 録

行田市教育委員会 令和7年第4回3月定例会

招集年月日	令和7年3月26日（水）	開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2A会議室
開閉の時刻 及び宣言者	開会 3月26日（水） 午後 2時00分 閉会 3月26日（水） 午後 2時46分	教育長 渡 辺 充 教育長 渡 辺 充	
教育長	渡 辺 充	教育長職務代理者	鹿 山 高 彦
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要	
1	渡 辺 充		
2	鹿 山 高 彦		
3	大 竹 洋 平		
4	大 木 華 子	欠席	
5	田 口 路 子		
議 事 参 与 者			書 記
学校教育部長	細谷 博之	書記長	岡部 将弘
学校教育部参事	中島 淳	書記次長	上野恵美子
生涯学習部長	中村 和則	書記	萩原 宏幸
学校教育部次長 兼教育指導課長	石崎 昌稔		
生涯学習部次長兼図書館長 兼視聴覚ライブラリー館長	松田 正		
教育総務課長	岡部 将弘		
学校給食センター所長	飯田 勝雄		
生涯学習課長	近藤 隆洋		
スポーツ振興課長	野口 啓司		
文化財保護課長	酒井 春彦		
教育文化センター所長 兼中央公民館長	新井 大		
郷土博物館長	鈴木紀三雄		
学校教育部副参事	大野 三佳		
教育支援センター所長	篠田 豊和		

	報告第 2 号 行田市文化財保存活用 地域計画（案）の申請に ついて	教育長提案、書記次長議案朗読 文化財保護課長 計画については、文化庁から随時調整依頼があり、修正を加えている。パブリックコメント実施前と大きく修正した箇所については、行田市外の人向けに地区名等の明示が必要とのことで、地域の箇所を表す地図を入れ、また、未指定文化財の内容の整理を行い、修正をしたところである。その他、文言の調整を実施している。 パブリックコメントについては、意見がなかった。 なお、前回、教育委員から意見をいただき、検討事項としていた「参考文献の巻末等への一括掲載」については、文化庁と協議の中において、現状の示し方が適当との意見をいただいたので、変更していないことを報告させていただく。 なお、先週 17 日に開催した本計画の協議会において計画案を承認していただき、また、19 日の文化財保護審議会においても承認をいただいたところである。 今後の予定については、文化庁からの案内では、4 月中旬頃までに関係書類の提出を行い、文化庁設置の有識者で組織される文化審議会において審査され、順調に行けば 7 月に認定をいただけるものである。 認定を受けた後は、教育委員の皆様に変更して報告させていただき、周知を含め、計画をスタートさせていただく予定である。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 事前にいただいた意見及びその回答をまとめた資料に基づき説明する。（内容別紙関係資料のとおり） 教育長 何か意見等はあるか。
	議案第 10 号 令和 7 年度行田市教育 行政重点施策について	教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 事前にいただいた意見及びその回答をまとめた資料に基づき説明する。（内容別紙関係資料のとおり） 教育長 何か意見等はあるか。

	議案第12号 行田市教育政策アドバイザーの設置等に関する規則について	【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 この規則は、本市の小・中学校における教育課題の解決及び教育行政全体にわたる重要な施策等に関し、政策的な見地による調査、審議及び助言をもらうため、行田市教育政策アドバイザーを設置するものである。 各条文について説明する。 第1条はこの規則の趣旨について定めるものである。 第2条は、アドバイザーの職務について定めるものである。 第3条は、アドバイザーは行田市教育委員会が委嘱することを定めるものである。 第4条は、アドバイザーの身分として地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職であることを定めるものである。 第5条は、アドバイザーの任期を、2年を超えない範囲と定めるものである。 第6条は、アドバイザーの権限について定めるものである。 第7条は、アドバイザーの報酬等について、行田市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の定めるところにより支給することを定めるものである。 第8条は、アドバイザーの解職について定めるものである。 第9条は、アドバイザーの守秘義務について定めるものである。 第10条は、委任について定めるものである。 最後に附則について、この規則は令和7年4月1日から施行するものである。 教育長 何か意見等はあるか。 鹿山委員 アドバイザーは専門委員とのことだが、委嘱するにあたって、求められる資格等はあるのか。
--	---	---

	議案第13号 行田市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則について	教育総務課長 特に資格は求めてないが、政策的な見地から教育全般にわたって知識を有する方を想定しているため、教員の経験など一定の教育に関する職務経験のある方などが考えられる。 大竹委員 各学校に何名ずつ配置されるのか。 教育総務課長 教育委員会に1名配置し、必要に応じ各学校の視察をしていただくとか、あるいは教育委員会内部で助言いただくなどの勤務形態を予定している。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 本案は、行田市奨学資金の給与事務に関し、申請受付期間の変更及び提出書類の省略により、申請者の利便性の向上を図るため、規則の一部を改正するものである。 行田市奨学資金給与条例に基づき、市では、教育の機会の均等を図り、もって社会に有為な人材を育成することを目的に、修学の意欲があるのに経済的な理由により、修学が困難な方に対し、学資金の一部を奨学資金として給与している。 これまで申請受付期間を当該施行規則に則り、4月1日から4月25日までとしていたが、申請時期を6月に変更するとともに、様式を変更し、あらかじめ申請時に同意をいただくことにより、認定審査に必要な世帯の所得情報や、住民基本台帳記載事項の確認のための提出書類を省略することができるよう、所要の改正を行うものである。 改正内容について説明する。 第2条は、申請時期についての記載「奨学資金の給与を希望する年度の4月25日までに」を削るものである。 第13条は、この規則に定めるもののほか必要な事項について他の例規の条文に合わせるため、用語を整備するものである。 様式第1号に世帯全員の所得情報及び住民基本台帳記載事項の確
--	---	---

	議案第14号 令和7年度使用点字教科書の採択について	認における同意欄の追加を行うものである。 最後に附則であるが、この規則の施行日を公布の日からとすることについて定めるものである。また、様式の改正に伴い経過措置を設けるものである。 教育長 何か意見等はあるか。 鹿山委員 申請時期を4月から6月に変更するとのことだが、受付期間を規則で定めなくてもよいのか。 教育総務課長 規則の中では具体的な期日は定めないが市報、ホームページ等で募集をする際に、具体的な期日を記載して周知を図っていく予定である。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 教育指導課長 本議案は、令和7年度、泉小学校において第5学年に進級する全盲の児童が適した学習を行うにあたり、点字教科書を使用する必要があるため、点字教科書の採択をするものである。 5年生では、学習教科の数も増え、指導内容も細かくなってくるため再度、担任、校内の教科書担当者、保護者の理解を図り、保護者も了解したため、案のとおり点字教科書を使用することとなったものである。 教育長 何か意見等はあるか。 鹿山委員 今まで使ってきて、児童より不満な点などの声はあったか。
--	---------------------------------------	--

	議案第15号 行田市立小・中学校職員 服務規程の一部改正 について	教育指導課長 授業を見学し、使用しているのを見てきたが、本人の理解力が年々高まっているのを感じた。 また、担任の教員も自ら点字で教材を作り、とても丁寧に教えていることを実感している。 鹿山委員 今までの教科書に不満等はなかったということでよいか。 教育指導課長 そのとおりである。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 教育指導課長 本案は行田市立小中学校、職員服務規程について、休暇届簿等の様式の整備及び高齢者部分休業の承認等に係る規定の文言を改正しようとするものである。 休暇簿に関する提出先について、その他の職員にあつては「所属長」という文言が使われてのを「校長」と変更するものである。休暇簿については、年次休暇の休暇届簿、出産休暇簿、子育て休暇願簿、家族看護休暇願簿及び短期介護休暇願簿がある。 また、高齢者部分休業の承認申請については、「所属長」を経て、教育委員会に提出という部分を、「校長」を経てに改正するものである。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読
	議案第16号 行田市文化財保存活用	

	議案第 11 号 行田市教育委員会所管 人事（行田市会計年度 任用職員）について	教育長 何か意見等はあるか。 鹿山委員 スケジュールについて、安全面を考慮した耐用年数が近づいてきている学校もあると思われるが、このスケジュールで耐用年数が過ぎてしまうということはないか。 教育総務課長 新たな学校設置において、既存の学校の耐用年数を超えることのな いよう進めていく。 鹿山委員 準教科担任制とあるが、この「準」とはどういうことか。 教育総務課長 小学校 5 年生、6 年生が対象だが、基本は学級担任制であるが、一 部の教科において教科担任制を敷くというところで「準」という表記 をしている。 鹿山委員 義務教育学校の 1 番の特色が 5 年生、6 年生の教科担任制であると 考えるが、この辺が詳しく記載されていると、さらに良かったと感じ た。 【全委員承認】 これより非公開とする。 （非公開） 【全委員承認】 教育長 本日、議案 1 件が追加提案された。議案第 18 号を日程に追加し、
--	---	--

	議案第18号 行田市教育政策アドバイザーの委嘱について	議題としてよいか。 また、会議については公開としてよいか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 本案は、先ほどご承認いただいた行田市教育政策アドバイザーの設置等に関する規則に基づき、行田市教育政策アドバイザーとして久喜市在住の細田 眞由美 氏を委嘱しようとするものである。 任期につきましては令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間である。 細田眞由美氏はさいたま市の教育長やうらわ美術館館長、東京大学公共政策大学院講師などを歴任されており、教育に関する様々な知見を有する方であることから、教育政策アドバイザーとして本市の教育のため、ご支援いただこうとするものである。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	
1 次回定例会開催予定日	令和7年4月24日（木） 午後2時00分 行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員